

Q5：人権教育主任の仕事にはどのようなものがあるか。

A：人権教育主任の職務は、人権教育目標を達成するために、各主任や係等と連携を図りながら諸計画の立案及び実践にあたることである。その際、関係する各主任や係等に必要な指示を与えたり、的確な情報を提供したりすることが重要になる。まとめると次のようになる。

(1) 諸計画の立案・改善に関すること

人権教育全体計画の見直し

- ア 児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた上で、人権教育目標を見直す。
- イ 人権教育の現状を分析し、本年度の「人権教育の実践課題」を設定する。
- ウ 人権教育を実践する方向性を具体的に明示し、年間の教育活動の中に人権教育の構想がよく分かるように位置付ける。

人権教育年間指導計画の見直し

- ア 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の年間指導計画に、「育てたい能力・態度」を位置付ける。また、必要に応じて、人権にかかわる様々な問題や人権一般等の内容面での位置付けを図る。
- イ 「人権週間」や「人権強調月間」等を設定する。
- ウ 体験的な学習や地域の方々との触れ合い等、豊かな体験の機会を充実させる。
- エ 人権教育に関する校内研修を計画する。
- オ 保護者への啓発活動を計画する。

諸計画への位置付けの推進

- ア 人権教育を位置付けた学年・学級経営計画等の作成を推進する。

(2) 現職教育及び校内研修に関すること

年度当初、人権教育主任を中心に人権教育推進委員会等で人権教育の課題を設定し、全教職員で研修計画を作成する。研修を通して、教職員の人権感覚を磨き、組織を生かして日常的な実践につなげる。

(3) 授業の充実に関すること

「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」及び「人権教育上の配慮」を関連付け、授業の中で機能する指導法についての研究を推進する。
授業研究会を実施し、指導法について研究を進める。
人権教育の資料を開発・収集する。

(4) 児童生徒の人権意識の高揚に関すること

人権週間や人権強調月間等に合わせて作文・ポスター・標語を募集し、その発表・掲示を通して児童生徒や教職員の意識の高揚を図る。その他、啓発映画やVTRの視聴会、講演会、外部との連携を図った学習、集会活動、読書会などの多様な活動が考えられる。また、人権コーナーの設置も効果的である。

(5) 保護者への啓発に関すること

啓発のねらい

- ア 保護者が学校における人権教育の内容・方法を理解することができる。
- イ 保護者が児童生徒の学校で学んだ人権教育を支え深めていくことができる。
- ウ 家庭において人権教育を正しく行うことができる。
- エ 成人として保護者が人権教育を自らの課題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現を目指す意欲と態度をもつことができる。

啓発の方法

- ア 意識調査を実施して、保護者の人権に関する実態を把握する。
- イ 保護者会等の機会を利用して、人権講演会や人権啓発映画の視聴を行う。
- ウ 授業参観の時に、意図的に人権に関連する内容を扱う。
- エ 学年・学級懇談会で、人権教育に関する話し合いをもつ。
- オ 「人権だより」を発行したり、「学校・学年・学級だより」に人権コーナーを設ける。

(6) 資料の収集・保管に関すること

県や市町から出されている資料を整理・保管し、いつでも活用できるようにしておく。また、研修会や研究学校の資料、関係図書、人権に関する新聞記事等を保管し、必要に応じて教職員に知らせ、人権意識の高揚を図る。

(7) 人権侵害への対応に関すること

人権侵害が発生した場合、校長の指示に従い、他の主任と連携して、具体的な問題解決のための情報を提供したり、必要な指示を与えたりして、適切な処理に当たる。

(8) 他の主任・係との連携に関すること

教務主任

人権教育推進委員会や校内研修のための時間を確保する。また、各主任と連携して人権教育を推進する場合にも調整を行う。

学習指導主任

人権教育は、全教育活動を通して行われるが、特に各教科等の授業の中で意図的に行うことが大切である。中でも、様々な人権問題や人権一般について扱う直接的指導の内容については、学習指導主任と協議して、年間指導計画に「人権にかかわる様々な問題」や「育てたい能力・態度」を位置付けて、効果的な指導を図る。また、指導案を作成する場合には、「人権教育との関連」、「人権教育の視点」、「生かしたい児童生徒」、「人権教育上の配慮」の位置付けを確認する。

児童指導主任、生徒指導主事

人権教育の基底的指導は、児童・生徒指導と密接なかかわりがある。特に、生活目標等と関連付けて人権教育の重点指導を行う場合は、その計画、立案、実施に当たって連携を図る。

現職教育係

現職教育の時間に人権教育を計画的に位置付ける。

人権教育係

人権教育主任のもとに係が置かれている学校では、研修計画等の推進について話し合い、仕事を分担して行えるようにする。

特別支援教育コーディネーター

支援を要する児童生徒が偏見の目で見られたり、差別を受けたりすることがないように、協力して計画づくりや児童生徒、保護者への啓発を行う。

その他

教室環境や言語環境について、全教職員の共通理解のもとに改善できるように、各係との連携を図る。

(9) 学級担任との連携に関すること

学級経営計画における人権教育の位置付け

人権教育を位置付けた学級経営計画を立案、実践するように働き掛け、そのための具体的な資料を提示する。

学級集団づくりに関して

児童生徒が主体的に活動する場や弱い立場にある児童生徒が活躍できる場、一人一人の個性の尊重などを、学級経営の中に意図的、計画的に位置付けるよう働き掛ける。

基底的指導に関して

人権教育主任が中心となり、教師自身の人権感覚を磨く研修を実施し、人権侵害を見抜き、人権侵害を許さない真剣な姿勢で指導に当たるようにする。

詳細については、「人権教育の改善・充実のためのQ & A集」(H20.3 県教委)を参照のこと。